

令和5年度 東京都地域福祉支援計画推進委員会 第3回専門部会(中間見直し部会)会議録

I 会議概要

- 1 開催日時 令和6年1月24日(水)午後3時30分から
- 2 開催場所 オンライン開催
- 3 出席者 【委員】
小林部会長、新保副部会長、熊田委員、室田委員、枝村委員、内藤委員、森委員、大串委員、山崎委員
(以上9名)
- 4 会議次第
 - 1 開会
 - 2 東京都地域福祉支援計画中間見直し案について
 - 3 意見交換
 - 4 閉会

○畑中生活福祉部企画課長 それでは、お時間となりましたので、ただいまから令和5年度東京都地域福祉支援計画推進委員会専門部会の第3回中間見直し部会を開会いたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局の福祉局生活福祉部企画課長をしております、畑中と申します。

この部会では、東京都地域福祉支援計画の中間見直しを行うに当たりまして、地域福祉の推進に係る課題及び区市町村に対する支援策等の検討を行います。

今回は、3回目の専門部会となります。どうぞよろしく願います。

それでは、初めに、お送りしました資料につきまして確認をさせていただきます。

まず会議次第がございまして、資料といたしましては、配付資料、下のほうにございますが、資料1、東京都地域福祉支援計画推進委員会設置要綱。資料2、東京都地域福祉支援計画推進委員会専門部会委員名簿及び幹事名簿。資料3、東京都地域福祉支援計画中間見直し案の概要(通常版)。資料4、東京都地域福祉支援計画中間見直し案のなかみ(わかりやすい版)。資料5、東京都地域福祉支援計画中間見直し案(本文)。資料6、東京都地域福祉支援計画中間見直し案に対する委員意見一覧表でございます。

以上、資料の不足等はございませんでしょうか。

次に、会議の公開についてご説明いたします。

この部会につきましては、設置要綱第12条の規定によりまして、公開となっております。

本日は、傍聴の方もいらっしゃいまして、部会委員・幹事の皆様と同様に、オンラインにてご参加をいただいております。

また、この部会の議事録につきましては、東京都のホームページにて公開する予定となっております。

続きまして、Web会議システムでの発言方法についてご案内いたします。

オンライン参加の方につきましては、マイクのミュートを解除し、ご所属とお名前をお知らせいただいた後に、ご発言いただきたいと思っております。ご発言が終わりましたら、再度マイクをミュートにしてください。

接続状況を考慮して、カメラをオフにしている場合につきましては、チャットを利用してお知らせいただければと思います。また、接続状況が悪い場合には、お手数ですがカメラをオフにするか、一度退室して、再度入室するなどの対応をお願いいたします。

また、先ほどご案内しましたとおり、この部会の議事録につきましては、東京都のホームページにて公開いたしますが、会議中の録音・録画につきましては、ご遠慮いただければと思います。

続いて、部会委員のご紹介でございますが、資料2の部会委員名簿をもって代えさせていただきます。

なお、本日は鏑木委員、浦田委員、宮崎委員から欠席のご連絡をいただいております。森委員につきましては、遅れて参加ということでご連絡をいただいております。

また、この部会では、設置要綱第11条の規定によりまして、幹事を指名しております。資料2の2枚目の幹事名簿をもって紹介に代えさせていただきます。

それでは、以降の議事進行につきましては、小林部会長をお願いいたします。

○小林部会長 それでは、これからは私のほうで議事を進めさせていただきます。

お忙しい中ありがとうございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

今回で、中間見直し部会の開催は3回目で、最終回と承知しております。今回の議論をもって、パブリックコメントの募集を開始すると事務局より伺っております。

最初に、事務局より今後のスケジュールについて、説明をお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 事務局よりご説明いたします。

パブリックコメントの募集につきましては、2月1日木曜日から3月1日金曜日までの30日間を予定しております。

参考情報といたしまして、現行の計画策定時には、令和3年11月5日から12月4日まで意見募集を行いまして、7名の方から合計9件のご意見をいただいたところでございます。

今回のパブリックコメントに際しましては、現行の計画策定時と同様に、計画の概要につきましては、資料3の「通常版」と小学生・中学生・高校生の世代の方からの意見を募集すべく、資料4の「わかりやすい版」を作成いたしまして、見直し案とともにホームページに掲載をさせていただく予定にしております。

パブリックコメント終了後、3月中旬を目途に、親会となります第2回推進委員会を開催いたしまして、委員の皆様にはパブリックコメントにおいて寄せられた意見と、それらを

反映した最終の見直し案につきまして、ご意見をいただいた後、3月下旬に公表したいと考えてございます。

資料3の「通常版」の概要について、簡単にご説明いたしますと、上段から計画の概要、計画の目指す姿といたしまして、「人が輝く」東京を目指し、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進すると記載してございます。

また、真ん中から下段にかけては、地域福祉推進のための理念と施策の方向性といたしまして、計画の三つの理念、そして新たに盛り込む地域生活課題、三つのテーマにぶら下がる各項目について記載をしてございます。

新たに盛り込む地域生活課題については、真ん中の緑色で網掛けをしている部分になります。

事務局からは以上でございます。

○小林部会長 ありがとうございます。では、これから事務局に取りまとめていただいた見直し案に対する議論を行いたいと思います。

最初に事務局より説明をお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 事務局より説明いたします。

資料の5が、事務局が取りまとめた見直し案となっております。事前に委員の皆様には、見直し案についてご覧をいただいております。資料6のとおり、合計28件の意見がございました。

頂戴したご意見につきましては、事務局にて整理を行いまして、「ご意見どおり修正」としたものが3件、一方で「事務局案どおり」としたものが7件でございます。また、「事務局にて所管と調整」としたものが6件、「（公表までに調整する）調整事項」としたものが8件、「検討事項」としたものが4件となりました。

なお、「ご意見どおり修正」としました3件につきましては、本日の見直し案に反映済みとなっております。

また、現状では18件について、検討もしくは調整が必要な状況となっております。事務局といたしましては、本日の部会において「検討事項」とさせていただきます4件を中心に、二つの柱立てでご審議いただきたいと思いますと考えてございます。

一つ目は、見直し案をご覧いただきまして、本文のほうですが、20ページから37ページまであります、第3章第1節、新たに盛り込む地域生活課題、（1）複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築（重層的支援体制整備事業の推進）。（2）孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進。（3）災害に強い福祉の推進。（4）デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正の各題名とご意見をいただきました（2）、（3）を中心にご審議をいただきたいと思いますと考えてございます。

節の題名につきましては、これまで「ポストコロナにおける新たな地域生活課題」としておりましたが、前回の部会におきまして、「コロナ以前からの地域生活課題も含まれて

いるのではないかとのご意見もいただきました。そのため、なるべく分かりやすい題名を、と考えまして、事務局にて修正を図ったものでございます。

なお、(3)の災害に強い福祉の推進におきましては、本年元旦に発生しました「令和6年能登半島地震」について加筆させていただきたいと考えてございます。

二つ目は、本文103ページにございます評価指標の項目についてご審議いただきたいと考えてございます。

見直した計画につきましては、年2回開催いたします推進委員会の中で進行管理を行ってまいります。今回、何らかの変更を加えることが適切かどうか、第二期は6年間ですので、この点も含めてご審議いただきたいと考えてございます。

説明は以上になります。何とぞよろしく願いいたします。

○小林部会長 ありがとうございます。まず、事務局がまとめてくださった整理につきまして、現状で18件について検討もしくは調整が必要というご説明でした。この進行管理につきましては、部会長にお任せいただくとしまして、委員の皆様には、3月中旬予定の第2回推進委員会の前にご確認いただくことにさせていただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

もちろん、本日の議論に加えるべきご意見がありましたら、最後にご意見をいただくことにいたしますがいかがでしょうか。では、手を挙げていただけますか。

○畑中生活福祉部企画課長 皆さん、うなずいていらっしゃったので。

○小林部会長 うなずいていただいたということで、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、事務局から説明のございました2つのテーマのうち、20ページから37ページにあります第3章第1節の「新たに盛り込む地域生活課題」の題名及び内容について議論したいと思っております。

まずテーマの1ですが、お手元でございますでしょうか。第3章第1節。テーマの1は、もう一度内容を確認していただけますか。

○畑中生活福祉部企画課長 どうしましょう、テーマの1、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築ということで、こちらの中身についてご意見があればと。

○小林部会長 それでは、第3章の1節、新たに盛り込む地域生活課題の題名ですね。この内容についてですが、これについて意見をお伺いするというところでよろしいですね。

今画面に映していただいておりますが、20ページから37ページまでのところでご意見等はございますでしょうか。

以前のご意見で、ここでの課題はコロナの前からあったのではないかとということで、今回は「複雑化・複合化した支援ニーズに対しての構築、重層的支援体制整備事業の推進」としていただきましたが、この件はよろしいでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 事務局から追加で、補足で説明いたしますと、20ページの

後半ですね。丸の下から四つ目辺りから、重層的支援体制整備事業につきましては、令和3年度2区市、令和4年度は7区市、令和5年度には12区市、令和6年度には23区市が実施をする予定になってございまして、丸の下から二つ目辺りでコロナ禍の話を入れた後、21ページでは、分野横断的な対応が求められる課題等の例や重層的支援体制整備と他制度の関係について、図表で示した形になってございます。

22から24ページに関しましては、主に法の抜粋になってございまして、26ページからは、今回調査を行った国分寺市における重層的支援体制整備の取組につきまして、移行準備事業の2年間について記載をしていただき、他区市の参考になるような形での記載を盛り込ませていただきました。

事務局から補足説明は以上になります。

○小林部会長 ありがとうございます。ここでは、重層的支援体制への制度の建付けがこのようになっているという記載、それから具体的な事例を取り上げて、このような形で重層的支援体制への取組が進行しているというような書きぶりになっておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

特にご意見はないようですね。ありがとうございます。

では、次の第1節の(2)に行きたいと思います。

○畑中生活福祉部企画課長 (2)の孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進につきまして、事務局のほうから補足をさせていただきますと、丸の上から二つ目のところで、コロナ禍の感染によって、3密を避けるという行動の奨励によって、オンライン化が大分浸透してきたというのと、新たなSNSなどの新しいコミュニケーションツールの活用が増加した一方で、これまで実際に集ってきた場が閉鎖されて、交流の機会が失われたという、コロナ禍での状況を踏まえつつ、また、報告をしていただきましたが、内閣府による「社会意識に関する世論調査」で、若年層や大都市においては、「挨拶をする程度」を望む関係性が、「緩やかなつながり」が求められているという状況等を記載させていただいてございます。

32ページからは、こちら事例調査で行った立川市の「地域福祉アンテナショップ」の事例を34ページにかけて記載をしてございます。

また、35ページでは、先ほど申しましたが、望ましい地域での付き合いの程度の資料を盛り込むような形にしてございます。

36ページの上のところでは、地域コミュニティーアプリ、ピアッツァも、こちら現地の調査を行って、今回新たに計画のほうで事例として取り上げたものになってございます。

○小林部会長 ありがとうございます。孤立・孤独を防ぎ、つながり・支え合うための事例があるわけですがけれども、これも事例で立川市でしたね、アンテナショップのお話と、それから、「ご近所SNS」という、これは情報だけのプラットフォームを地域でつくっていくという、大変面白い事例なんですけれども、そういうものを取り上げていただきまして、両方を含めて、今後のこの孤立・孤独の対応という形で、具体的な例を示していた

だけているかと思います。いかがでしょうか。多分、この3年間でどういう進展があったかということを示す具体的な事例を丁寧に集めていただいたということかなと思いますが、よろしいでしょうか。

では、続きまして、3と4につきましても。今事務局から情報が入りまして、31ページの孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進の部分につきましては、熊田委員のほうからご意見をいただきたいと思いますので、ご説明いただけますか。

○熊田委員 武蔵野大学の熊田と申します。私のほうは、ちょっとここの31ページの、声は聞こえていますでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 大丈夫です。

○熊田委員 この31ページのところから流れでずっと36ページの上段まで読ませていただく中で、タイトルとしては、孤独・孤立を防ぎ、つながり・支え合う居場所づくりの推進という形になっていますが、内容としては、居場所の在り方自体というのが、かなり多様化していることというのは間違いないと思うんですね。その一つの意見として、資料の6の18番が私が意見として書かせていただいた内容になるかなと思います。

31ページに書いてあるところなんですけれども、31ページの5番目の項目の中に、コロナ禍では食材等の配布（取りに来てもらう＝パントリー）や、お弁当の配布（取りに来てもらう）云々という形の記述があるんですけれども、これが一体、居場所ということと考えたときにどういう意味を持ち得るのかということのをちょっと考えたほうがいいのかというふうに思いました。

つまり、例えば、食材等を配布するとか、お弁当を配布するというような取組というのは、逆にコロナを経験したからこそ起こってきた新しい取組だと思えるんですけれども、それをべたに食材等の配布、お弁当の配布というような形の書き方ではなくて、例えば、生活に必要な財をめぐる、その財を集散的に配布したりですとか、自宅まで配送したりする新しいつながりの形というのが生まれたんだというような表現もありなのかなと。ただ、改めて読んでみるとどいかなとも思うんですけれども、ただ、一つの意見として、ぜひご検討いただけるとありがたいかなというふうに思った次第です。雑駁ではありますが、私の意見としては以上になります。

○小林部会長 分かりました。食材の配布やお弁当の配布が、集まる、つながるということを生じさせているのではないかなというような記載が必要だということでしょうか。

○熊田委員 そうですね。これが一体どういうつながりの意味を持っているのかということころを少し表現してもいいのかというふうに思いました。

○小林部会長 委員の皆様はいかがですか。具体的には31ページのどの辺の項目になりますでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 上から五つ目の丸のところです。

○小林部会長 五つ目ですね。もう少しその意味について、広がりというか、つながりの拡大、広がりのようなことを加えたらどうかということになりますか。

○熊田委員 そうですね。先生がおっしゃるとおりです。

○小林部会長 委員の皆様、いかがでしょうか。何かご意見等がありますか。

○畑中生活福祉部企画課長 枝村先生が手を挙げています。

○小林部会長 枝村委員、お願いいたします。

○枝村委員 立川市社会福祉協議会の枝村です。ありがとうございます。今、熊田先生がおっしゃったことに関連するんですけども、これまでは、対面で集うことがメインであり、大事であるというようなものが主流だったんですけども、中にはやはり集いの場に参加すること自体がとてもハードルが高くて、つながりにくいという方がいらっしまったことにコロナを経験して気づかされた側面があります。

です。なので、食材を取りに来るとか、届けてもらうという、本当に短い時間でのつながりもとても大事だということが一つ分かったという点で、熊田先生のお話とちょっと重なりますけれども、そういうことが発見された、気づかされた側面があったことをお伝えします。

○小林部会長 ありがとうございます。ほかの委員の方はいかがでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 手は挙げていないですね。

○小林部会長 事務局はどうでしょうか。この辺の書きぶりにつきまして。

○畑中生活福祉部企画課長 事務局から提案させていただきますと、今の丸の五つ目では、あくまでコロナ禍での状態を説明している文章にどうしてもなっているので、委員のご意見を踏まえて、もう少し何でしょう、新しいつながりというんですかね、新しい形が生じたということのニュアンスをちょっと文章のほうに加える形で修正をしたいと思います。場合によっては、パブコメにはちょっと間に合わない可能性がありますが、最終案のほうで、文章のほうは整理をさせていただければと思います。

○小林部会長 ありがとうございます。熊田委員、それでよろしいでしょうか。

○熊田委員 ありがとうございます。少し、これが誰に向けて読んでもらうものなのかということ考えたときに、あまりくどいことを言うのもどうかというのは一方であったんですけども、ただ、ポストコロナという（1）のところは表現はなくなったんですけども、一方では、集うことというのが厳しい状況になった中で、新しい集い方というのが少し見えてきたということも一方で事実だと思いますので、そこところは少し記述しておくといいのかなと。新しい、何か集まればいいんだとか、何か場所をつくれればいいんだというだけではなくて、様々な場のつくり方というのがあるんだということ、ぜひ文章に込めていただけるとありがたいかなというふうに思いました。詳細につきましては、もう一任いたしますので、よろしくお願いいたします。

○小林部会長 ありがとうございます。そうしましたら、資料6の18のところですね。これについては、そのような方向で修正なり加筆なりすることにさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。委員の方から何かご発言がございましたら。よろしいでしょう

か。

それでは、次の3のところですね。36ページの災害に強い福祉の推進についてのご説明をお願いします。

○畑中生活福祉部企画課長 現在お配りしています本文ですと、(3)の災害に強い福祉の推進の記載の中に、能登半島地震のことがまだ書かれていない状態のものをお配りさせていただいてございます。年明け早々、大きな地震があったということで、それを踏まえた形でこちらに文章を加筆する予定ではございます。内容につきましては、今ちょうど検討しているところで、どういう文言が入るかというのは、どこまで入れられるかというのはちょっとあるんですが、いずれにしろ、パブコメの段階では若干入れさせていただきたいというふうに考えてございます。

○小林部会長 ありがとうございます。このコメントをいただいた熊田委員はいかがでしょうか。このご提案について、事務局としては、そのような方向で検討していただけるということですが、いかがですか。

○熊田委員 ここにどういうことを書くかというところは、難しいところではあるかと思うんですけども、やはり、ちょうど今検討の過程中にこういう大きなことが起こってしまったということをどう受け止めるのかということは、やはり記載することが重要ではないかということで、ちょっとコメントで書かせていただきましたので、ぜひご検討いただけるとありがたいかなというふうに思います。

○小林部会長 ありがとうございます。委員の皆様からこのような方向の書き方があるのではないかというような示唆をいただけますか。

今年の年頭大変なニュースだったので、私も大分びっくりしましたが、これは大都市に住んでいるわれわれ住民にとっても無縁のことではないと、本当に揺さぶられる気がしましたが、その辺を踏まえて計画にどのように書くかについてご意見がありましたらお願いします。いかがでしょうか。

防災の所管とも関係してくるのではないかという気もします。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね。

○小林部会長 地域の福祉計画での書き方と防災のほうで今取り組まれているいろいろな取組がありますが、それとの調整みたいなこともあるのでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 防災の計画には直接影響は現時点ではないんですけど、高齢分野の計画、障害分野の計画では、事業として福祉施設の非常電源の関係ですとか、あと防災拠点としての機能強化だったりという部分が、事業としては入ってくるんですが、それを踏まえて、地域福祉計画でどのように書こうかというところで、ちょっと悩んでいるといいますか、検討している状況ではございます。あくまで箱物の強化というところではなくて、どちらかというと、地域福祉なので、そのコミュニティーをどうしていくのかという書きぶりをどこまで盛り込めるかというところが、ちょっと検討の途中で。

○小林部会長 私が聞いたところでは、いわゆる福祉避難所ですね。何年か前、川越市の

福祉施設が被災したときに、入居者には別の施設に移っていただいたことがあり、福祉避難所がどのような避難計画を立てるのかということは結構重要な課題ですね。避難所を誰が開けて、どういうふうに運営していくのかもかなり重要な問題だと言われていたと思います。今度の能登半島沖地震も、とても大きなものですが、その辺と重なる部分というのはいかがですか。

○畑中生活福祉部企画課長 福祉避難所の指定の評価といいますか、推進というのはこれまでもやってきたところではあるんですが、それは引き続きやっていって、避難所運営の指針についても、現在検討を改定に向けて検討しているところではございます。今回能登半島地震では、どうしてもライフラインである水道ですとか、あと道路が寸断されたというところもあって、今始めていますけど、二次避難といいますかね、集団での避難だったり、あとは、広域的に受け入れる体制だったりというところは、防災上の観点からは今まさに動いている状況でございまして、その辺りがこの計画の中で、どこまで言えるのかというところが、なかなか難しいところではあるかなというふうには思っています。

○小林部会長 山崎委員、自治体の立場からいかがですか。

○山崎委員 江東区の山崎です。

○畑中生活福祉部企画課長 お願いします。

○山崎委員 江東区では、今福祉避難所は25か所あるんですが、実際にまだ直接福祉避難所に避難というのは考えていなくて、まず小・中学校に開設する拠点避難所というところに避難をしていただいて、あとその避難していただいた方の中から、要配慮者の方たちをある程度選んでから、福祉避難所のほうにという、今スキームはあるんですが、いかんせん、福祉避難所で収容できる可能な数というのが非常に限られていて、要支援者、あるいは配慮者に対して、全然バランスが合っていないというところが非常に課題となっていて、今、防災所管課ともどうやって進めていくかというのを検討しているところでございます。

○小林部会長 ありがとうございます。今回起きた地震を踏まえて具体的にそれがどこまで書けるかは難しそうですね。これは、事務局にお任せするというところでよろしいでしょうか。

奥多摩の大串委員はいかがでしょう。大串委員、この点はいかがでしょう。

つながらないようですので、もう一人、宮崎委員は今日ご欠席ということですね。では、よろしければ、今のような意見も踏まえて、書き込めるところは書き込んでいただくようお願いいたします。ありがとうございました。

最後の(4)ですが、デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正について、ご説明をお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 デジタル技術の活用とデジタルデバイドの是正につきましては、コロナ以前からデジタル化は進んできましたが、どうしてもコロナの感染症による外出行動の抑制や3密などによって、一気にオンライン化ですとか、在宅でのテレワークだったりというところで、これまで進んでこなかった地域、領域でもデジタル活用が進みま

したという状況を記載するとともに、一方で、デジタル活用をちゅうちょする方が、どうしても高齢者とか、障害者に多いという状況を対応させていただいてございます。

具体的な取組については、東京都としては、東京デジタルファースト条例に基づいて、デジタルデバイドの是正を推し進めていますという形での記載にさせていただいてございます。以上です。

○小林部会長 ありがとうございます。では、この点につきまして、何か補足のご意見やご指摘がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

枝村委員にちょっとお伺いしてよろしいでしょうか。32ページに地域福祉アンテナショップの事例を載せさせていただいておりますが、ここでのデジタル対応はどのようになっているのでしょうか。

○枝村委員 格差を埋めるということもありますけれども、例えば、スマホ教室を開いて、それを切り口に人がつながるというふうな展開が地域で今広がっています。前回の見直し部会でも、都としての取組のご報告があったと思いますけれども、今も地域でも、とてもスマホ教室とかは人気があるプログラムですし、多世代がつながるプログラムとしても、いろんな波及効果があるというふうに認識しています。ただ、本当に詳しく丁寧に教えるというよりは、コミュニケーションの一つの手段としてスマホ教室をやっている側面が多いので、たしか森委員のほうで以前指摘があった制度やサービスから漏れてしまうことの、その保障については、ちょっとそこまでは至っていないかなという気はしています。

以上です。

○小林部会長 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。35ページのピアッザの話はとても面白いですね。これは民間の会社ですがビッグデータを使って、ビッグデータを地域ごとに使えるようにして、つながりをつくっていくというような事例のようです。こういう民間の取組があるということで大変目を開かれたのですが。ほかのところでも、このような事例があったら面白いですね

では、この点はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、ポストコロナにおける新たな地域生活課題の4つにつきましては、以上のご意見等伺えたということで、また、取扱いにつきましてもご承知いただければと思います。ありがとうございます。

続きまして、二つ目のテーマになります。103ページで評価指標のところになります。事務局から、まず、ご説明いただいてからにしましょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 現在の103ページにございます評価指標につきましては、現行計画のままにさせていただきます。項目といたしましては全部で八つの項目につきまして、目標としてそれぞれ増やす、または離職率については減少すると。それ以外に協議体ですとかコーディネーターの配置等については全区市町村での配置を目指すという目標にさせていただきます。

説明は以上です。

○小林部会長 ありがとうございます。

これにつきまして、ご意見をいただいております。資料6の3と4ですが、ここをちょっと読み上げていただいたほうがいいですかね。

○畑中生活福祉部企画課長 資料6の3になりますが、評価指標において、重層的支援体制整備事業の実施地区ではなく、包括的な支援体制を整備する区市町村数を設定いただいているのは、重層事業がその手段であることから望ましい指標の設定と思われる。一方、包括的な支援体制の整備で重要となる「地域における多世代交流拠点の整備」と「地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者」は拠点の方は取り上げていただいておりますが、後者に当たる「地域福祉コーディネーター」が指標にありません。生活支援コーディネーターの配置とともに、地域福祉コーディネーターの配置も指標として取り上げる必要があると思います。

もう1点が、成年後見制度については、国の第二期成年後見制度利用促進基本計画以降、必ずしも成年後見制度ありきではなく、一人一人の必要性に応じた権利擁護支援のためのチーム支援をつくっていくことが必要という流れになっています。そのため、「成年後見制度による都内申立実績」を指標とするのではなく、例えば、中核機関の設置数や地域連携ネットワークの構築などを指標としてはいかがでしょうか。

という2件のご意見が出されております。

○小林部会長 ありがとうございます。この件につきましてはどなたからいただいたご意見でしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 森委員です。

○小林部会長 森委員が、こういう意見を出していただいております。

○畑中生活福祉部企画課長 はい。残念ながら、まだ参加されていない状況です。

○小林部会長 そうですね、間に合いませんね。

評価指標というのは、なかなか微妙というか、重要な指標になるわけで、計画がどこまで進行したかをチェックする重要な手段になりますが、何を評価指標とするかというのは、これを読ませていただくと、どこまで詳細にわたった指標を設定するかということですね。いろいろな考え方があるかと思いますが、例えば、上のほうの3ですが、生活支援コーディネーターはあるけれども、地域福祉コーディネーターがないので、それを取り上げてはいかがというご指摘かと思いますが、委員の方、いかがでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 生活支援コーディネーターにつきましては、介護保険の分野で配置が求められている部分ではございます。一方で、地域福祉コーディネーターがなかなか区市町村によって地域福祉コーディネーターと呼んでいるものあれば、そうじゃなくコミュニティーソーシャルワーカーとして配置しているようなケースもございまして、なかなか数字を捉えるに当たっても、そもそもどういったものを指標としてやるのかという、多分定義づけをしないとちょっと難しいのかなというふうに考えてございます。

○小林部会長 という事務局のご説明ですがいかがですか。地域福祉コーディネーター、

コミュニティーソーシャルワーカーを設置している、立川市の枝村委員はいかがでしょうか。

○枝村委員 立川市の場合は、地域福祉コーディネーターが生活支援コーディネーターを兼務するという形で活動していますけれども、住民向けには地域福祉コーディネーターという名称を前面に押し出しています。あくまでも財源を含めて、配置の施策的なプロセスのちょっとずれがあったところの事情ではあつたりするので、なのでこういった立川みたいな地域は都内でも複数あると認識していますので、生活支援コーディネーターの数だけ取ると、落ちていく数字が出てくるなというふうには思います。多分、森委員はその辺りも配慮してだったのかなというふうに推測します。

○小林部会長 生活支援コーディネーターだけがカウントされ、地域福祉コーディネーターを別途カウントする。立川市の場合は両方の兼務でしたね。

○枝村委員 そうですね。はい、そうです。

○小林部会長 その場合のカウントの仕方も、またちょっと難しくなるのでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね、ほかの指標が自治体数になりますので、何人という形での指標にするのか、多分指標の設定の仕方だとは思いますが、配置しているか、していないかということであれば、自治体数でもいいのかもしれないですが。

○小林部会長 そうですね、そういうことではいかがでしょうか。ほかの委員の方はいかがですか。重層的支援体制と関わらせると生活支援コーディネーターなのか、地域福祉コーディネーターなのか。

○内藤委員 すみません、いいですか。

○小林部会長 どうぞ、内藤委員、お願いいたします。

○内藤委員 国分寺市です。お世話になります。このたび、国分寺市における重層的な支援体制の取組を入れて、ありがとうございます。

国分寺市では、生活コーディネーターと言わないで地域福祉コーディネーターを全面的に押し出しておりますので、この辺をやはり皆さんに分かりやすいように取り入れていただければありがたいと思うんですけど。二つの取組として、違いをもう少し述べていただくのが分かりやすいかなと思いますので、この辺をご理解いただかないで一人歩きするよりは、福祉コーディネーター、生活コーディネーターを一つ一つ取り入れていただいたほうが分かりやすいかなと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○小林部会長 ありがとうございます。少し定義をはっきりさせるて記載していただくというやり方ということになるのでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね、もし評価指標に入れるとすれば定義を書かないと難しいのかなという気はします。あとは区市町村に対する調査も、ちょっと必要になってきますので、これから最終的な案の段階までに現状の把握が間に合うかどうかというスケジュール的なところもちょっとある。

○小林部会長 地域福祉コーディネーターと言ったときの定義がはっきりしていないので、ここでいう進行管理の評価指標をつくるには少し時期尚早だという感じになりますでしょうか。内藤委員、それでよろしいでしょうか。

○内藤委員 はい、それでお願いいたしたいと思うので、よろしくお願いします。

○小林部会長 では今回、この地域福祉コーディネーターという形で評価指標をつくるのではなく、今後の検討の中でデータ等も含めて、資料をどうする、できることを含めて、事務局のほうで検討していただくということにさせていただいてよろしいでしょうか。

○内藤委員 はい、よろしくお願いします。

○小林部会長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

次の103ページ、第4章の第2節のところの成年後見制度についてですが、これについては、成年後見制度による都内申立実績を指標とするのではなく、例えば、中核機関の設置数や地域連携ネットワークの構築などを指標としてはいかがかというご意見をいただいております。

この辺の実情を事務局のほうから説明していただけますか。中核機関というのは広く知られているというか、取組が進んでいると思うのですが、これについても設置数というものはあるのでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね、手元にはちょっと数字がないんですが、所管のほうで把握はできるとは。

○小林部会長 そうですか。

○畑中生活福祉部企画課長 はい。

○小林部会長 地域連携ネットワークの構築というのは、これは中に入っているんじゃないですか。中核機関を受けると。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね、多分どちらかということでもいいのかとは思いますが。

○小林部会長 どちらか。

○畑中生活福祉部企画課長 中核機関の設置数を増やすというのが一つの多分、評価指標になるかなという気はしますが。

○小林部会長 そうですね。これは割と分かりやすい数値が出てくるのではないかと思います。今回のこの数値を進行管理のための評価指標に入れることは、可能かもしれないということで、よろしいですか。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね、ちょっと改めて所管のほうで数字が取れるかどうかを含めて、ちょっと確認をさせていただければと思いますが。

○小林部会長 委員の皆様、いかがでしょうか。ご意見ありませんでしょうか。よろしいですか。

では、これにつきましては所管のほうでデータがありましたら、評価指標という形で記載していただくということにしたいと思います。ありがとうございます。

この評価指標ということについては、なかなか微妙な意味合いがあるようで、客観的なデータとしてあるという点と、これが評価指標になる、進行状況をチェックする手段になるという2つの面がありますが、この辺の何か使い方ですね。これにつきましても検討する必要がある気がしますが、この辺はいかがでしょうか。事務局のほうでは、この評価指標という表現ですね、自治体にとって、他の自治体の数値を参考にするというか、この辺は何かデータのつくり方の問題があるかと思いますが、この辺いかがでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 どうしても計画になると、この計画が持っています評価指標、具体的な数字で示して、それに対して進行管理をしていくというのを求められるのが役所の計画の常ではございまして、なるべく目標も本当に増やす・減らすではなく、明確に数字を示して、目標を設定していくというのがほかの計画だと多いかなという気はするんですが、どうしても地域福祉支援計画、事業がぶら下がっている計画ではなくて、理念的な取組の方向性を示す計画にどうしてもならざるを得ないという部分と、地域福祉という、ある意味分かりにくい分野の計画ということもあって、明確にその指標を管理していくというのが難しいものかなというふうには事務局として思っております。先ほどありました地域福祉コーディネーターについても、どうしても区市町村ごとで、その名称だったり、役割というのが異なっていたりする部分もあるので、一つの指標だけではなかなか明確にしづらい部分というのがどうしてもあるかなというふうに思っております。そういったこともありまして、先ほどの地域福祉コーディネーターについては、ちょっと先送りをさせていただく形にはなるんですが、また来年以降、推進委員会の中でもデータを示しつつ、場合によっては次の計画の改定に合わせて、政策指標の一つとして盛り込めるような形で進めさせていただければなというふうに考えているところではございます。

○小林部会長 ありがとうございます。これは東京都の目標でもありますね。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね。

○小林部会長 自治体にとっての細かい指標ではないので、この辺まで東京都という枠で、支援計画の範囲内で目標と書いてありますけど。増やすなどの記載をするかということになると思います。

では、来年度以降推進委員会のほうで議論を続けていただくということで、今回はよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 大串課長からチャットが入りまして、通信不安定でメッセージにて失礼いたします。申し訳ありません。災害に強い福祉の推進について、町村部、西多摩郡及び島しょ部では、今回の能登半島地震を踏まえすと、豪雨災害での道路の寸断により、孤立地域となる可能性あり。また、島しょ部では南海トラフ時、津波による孤立も考えられ、そのような中、小規模自治体では町村外からの応援体制がなければ、福祉避難所の設置・運営や介護、障害福祉施設の継続をはじめ、早期の復旧復興は難しいと考えます。そのような視点も計画に盛り込んでいただけますと幸いですとのコメントをいただ

いてございます。

確かに大串委員のおっしゃるとおりで、その辺りをどうやって、この計画に盛り込もうか検討しているところではございます。

○小林部会長 ありがとうございます。それでは、先ほどの議論と合致しているということになりますね。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね。

○小林部会長 では、そのような記載をしていただければと思います。森委員が見えました。

森委員 ちょうど今、ご提案いただいた資料の6の確認事項の3と4が終わったところなのですが、どうでしょうか。

○森委員 今、聞こえています。東社協の森です。音声届いていますか。新保先生、届いていますね。事務局さんのほうに届かない状態ですかね。事務局さんの声が皆さんのところに届かないようです。

○畑中生活福祉部企画課長 聞こえるようになりましたか。

○小林部会長 ありがとうございます。それでは、森委員からのコメントということで、資料6の3です。これにつきましては、地域福祉コーディネーターというのは、やはりいろいろ定義があるようなので、もう少し詳しく定義を決めてから検討してはどうかということと、それから自治体ごとの数値というのは自治体のほうの話なので、都としては違う捉え方になるのではないかというような議論になりまして、今後の推進委員会で定義の問題も含めて、検討してはどうかということになっていますが、森委員、いかがでしょうか。

○森委員 ありがとうございます、ご検討いただきまして地域福祉コーディネーターと呼んだり、CSWと呼んだり、配置の形態様々な形態があるので、なかなか指標として何地区で何名でというふうに立てにくいというような状況はあるのかなとは思っております。ただ、東京都で把握されている区市町村の地域福祉計画の策定状況の調査の中で、そういった地域の活動を促すもの（いわゆる地域福祉コーディネーターを設置しているところ）何自治体というような数字の上げ方を調査の中でされています。そういった数字を活用いただくようなことも今後検討いただけたらなと思っております。

○小林部会長 自治体数という形で取り上げることは当然だと思いますけども、今回中間見直しでもありますし、もう少し検討を進めていただいてから、次の期の支援計画に反映させていただくのがよいのではないかという議論があったと思いますが、それでよろしいですか。

○森委員 はい。

○小林部会長 ありがとうございます。それから、もう一つご意見いただいた103ページの第4章の権利擁護のところですが、下のほうの中核機関の設置数、これは所管に伺ってみれば可能なのではないかということを経理から伺いました。地域連携ネットワークというのは、これは中核機関の設置と地域連携ネットワークをどのようにするかよく分か

らなかったのですが、この辺は森委員、いかがでしょうか。

○森委員 こちらもご検討いただきまして、ありがとうございます。国における成年後見制度の利用促進計画の流れは現在、「成年後見制度ありき」ではなく、「その人に必要な権利擁護を考えていく」仕組みを強化していこうという流れがございます。そういった意味からは「申立て数」という何人成年後見制度を利用しているかという数値よりも仕組みをどれぐらいつくっているというのが大切になると思われまます。そのためにはどのような指標が適しているのかという辺りを所管課の方とも意見交換をいただけたらと考えました。適切なものをご検討いただいて、もし可能であればということだと思っています。いずれにせよ申立て数が幾つ増えているかという指標よりは、そういった権利擁護の在り方を考える体制がどうなっているかというような指標ができていくといいなというふうに考えております。

○小林部会長 ありがとうございます。それでは、今、申し上げたところを検討していただいて、場合によってはこちらに載せていただくことにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、その他ということになりますが、今回の見直し案に対して、委員の方からご意見、ご感想等ございましたら、どうぞご自由に出していただければと思います。

新保委員、どうぞお願いいたします。

○新保副部会長 こんにちは。本当にここまでまとめを進めていただきまして、ありがとうございました。令和4年に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立いたしました。令和6年4月、間もなく施行されることになっております。東京都でも、この法律に基づいて基本的な計画づくりが進められているところです。今まで売春防止法に基づいて実施されていた女性への支援が、支援法という福祉の法律として実施されるというのは、とても大きな転換点です。女性への支援において、東京都もとても大切な役割を担ってこられました。この法律に関する記載をどこかに入れることを検討していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○小林部会長 これは事務局のほうに。

○畑中生活福祉部企画課長 テーマとしては、誰もが安心して地域で暮らせる社会を支えるためにという第3節のところに入ってくる課題かなというふうには思っていますが、今の(3)の多様な地域生活課題への対応の中の子供・子育て支援にするのか、若者支援にするのか、別項目を立てる必要があるのか、その辺りも含めて、所管である子供・子育て支援部と調整をさせていただいて、今回のパブリックコメントに出す版にはちょっと間に合わないと思うんですが、最終的なところでは盛り込むような形で調整をさせていただければと思います。

○小林部会長 ありがとうございます。新保委員、いかがでしょうか。

○新保副部会長 ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願いいたします。

○小林部会長 ありがとうございます。では、そのようにお願いします。

○畑中生活福祉部企画課長 はい。

○小林部会長 ほかはいかがでしょうか。どうぞ、大体、大きなところは終わったと思いますので。

○事務局 室田先生。

○小林部会長 室田委員、お願いいたします。

○室田委員 ありがとうございます。先ほどの103ページの評価指標のところでは質問なんですけれども、八つ項目がある中で、下から4番目の地域による多世代交流拠点の整備というのは、何かこれも法的な位置づけがあって、それによって定義されたものとして、各市区町村に回答を得ているということなのか、ここの多世代交流拠点の整備、地域における多世代交流拠点は、どのように説明されているのか、教えていただけますでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 こちらの多世代交流拠点については、特段何かの法律に基づくものというのではなく、東京都として居場所づくりだっただけの施策を進める上で、補助制度の仕組みがございまして、その一環として数値を各市区町村に求めているものになります。

○室田委員 なるほど、分かりました。先ほど、その地域福祉コーディネーターが定義が難しいことによって指標化することが難しいのではという議論があったので、何かこの多世代交流拠点もそのように指標、法制度に根拠がなくても指標化できるのであれば、地域福祉コーディネーターも何か工夫ができるのかなと思ったので、質問をさせていただきました。

なお、多世代交流拠点といったときに、それが常設の拠点なのか、週に1回とか月1回とかの拠点なのか、自治体内に何か所あるかによっても随分、これは実態は異なってくると思うんですけれども、何かそこら辺も確認されているのでしょうか。

○畑中生活福祉部企画課長 常設か常設じゃないかということと、あとどのくらいの頻度でということについては、確認はできていない状況です。多世代交流拠点として、整備をしているかどうかということでの区市町村の取組について確認をさせていただいているところです。先ほどの地域福祉コーディネーターのところについても、場合によっては地域福祉コーディネーターの名称を使わずに、それぞれ区市町村ごとで同様の取組をしてれば、それもカウントできますよという形での調査をすれば、多分指標として出てくる、できると思うんです。現状では、そういうところまでは至っていないので、なかなか指標として、すぐに盛り込むのはちょっと難しいかなという判断でございます。

○室田委員 ご説明ありがとうございました。

○小林部会長 森委員、どうぞ。

○森委員 今、室田先生のご指摘の点についてなんですけれども、もともと社会福祉法の106条の3のところ、包括的支援体制の整備が位置づけられていて、1号、2号、3号があるかと思うんですけれども、その1号のところは地域住民に関する活動への地域住民の

参加を促す者と、並んで地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点というのが入っています。そこが包括的支援体制の構築をしていくうえでの身近な地域の機能の一翼を担っているということで、多世代・多機能型の拠点が項目としてあるのかなと思っています。東京都で毎年、区市町村に地域福祉計画の策定状況をお聞きになっていて、その中の項目で地域住民が相互交流を図ることができる拠点（多世代交流拠点）という形で何区市やっていますかというような、その数字がここに出てきている30とか34という、毎年のお返事になっているのかなと思っています。ただ、室田先生のご指摘のとおり、その調査票とかを拝見したときに、明確に定義がされているわけではないのかなと思いますので、包括的支援体制の整備について、そこの部分の交流拠点をつくっているよというところの数字ではありませんけれど、今後推進していく中で先ほどの地域福祉コーディネーターと同様、こういったものがそれに当てはまるのかなというのは今後の議論なのかなというふうに伺っておりました。

○小林部会長 ありがとうございます。そうしますと、制度的な裏づけがあるものと、予算上の事情があるので、自治体のほうに定義を任せて、大体こういうものを多世代交流拠点だというように考えるなど、いろいろな定義の仕方があるようですね。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね。

○小林部会長 やはり、このようなデータがあるといいという気がしますが、やはり今回ここに取り上げるのは難しいですか。

○畑中生活福祉部企画課長 そうですね、多分データの採り方で何とかなるかなとは思いつつ現状では、そこまでのデータを持っていないので、多分この現状の欄が埋められないと。

○小林部会長 そうですね。では、今後の方向性として情報についてのご意見いただきましたが、できるだけ広くデータを集めていただいて、ここでいうところの評価指標、あるいは別の考え方があるようでしたら、それを今後記載していただくという方向で、来年以降検討していただくということで、よろしいでしょうか。

委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。いろいろな地域福祉指標が出てくるというのはとてもいいですね。このようなデータをしっかり集めていくということは必要だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何かご意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、一応これで今回の検討事項としては終わりだというふうに思います。

何かご感想等ございましたらいかがですか。よろしいですか。

では、これからも予定等も含めて事務局にお返しいたしますので、本日の議論はここで終了させていただきます。ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○畑中生活福祉部企画課長 小林部会長、各委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。本日の議事録の確認ですが、ご発言いただいた方々には事務局よりお願いをさせて

いただきますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

冒頭申しましたが、次回、3月の中旬以降に親会であります推進委員会をパブリックコメント後の修正版とともにご報告をさせていただこうと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○小林部会長 ありがとうございます。確認になりますが、本日ご議論いただいた内容につきましては、こちらの進行管理を併せて部会長にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本日の専門部会はこれで閉会にしたいと思います。ありがとうございました。

○畑中生活福祉部企画課長 どうもありがとうございました。

(午後 4時53分 閉会)